

○高齢者講習の実施に関する規則

平成21年5月29日
公安委員会規則第14号

高齢者講習の実施に関する規則をここに公布する。

高齢者講習の実施に関する規則

高齢者講習の実施に関する規則(平成10年鹿児島県公安委員会規則第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)の規定に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う高齢者講習(以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習の種別)

第2条 講習の区分は、次のとおりとする。

- (1) 更新時等講習 法第97条の2第1項第3号イ及びハ並びに法第101条の4第1項の規定による講習
 - ア 実車指導あり(2時間) 普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者を除く。)
 - イ 実車指導なし(1時間) ア以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査の対象者
- (2) 臨時講習 法第101条の7第4項の規定による講習
 - ア 実車指導あり(2時間) 普通自動車対応免許を受けている者
 - イ 実車指導なし(1時間) ア以外の免許のみを受けている者

(講習の申込み)

第3条 講習の申込みは、高齢者講習受講申込書(別記第1号様式)により講習当日に行うものとする。

(講習指導員)

第3条の2 講習における指導に従事する者(以下「高齢者講習指導員」という。)は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(運転免許の効力が停止されている者を除く。)であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
 - イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(ア)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。
 - ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - (イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
 - イ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。
 - (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
 - (イ) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当するものであること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)の施行日前にア)に該当し、又は令和4年3月31日以前にイ)に該当した者については、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第5号)附則第5条に規定する高齢者講習における指導に必要な技術及び知識に関するものとして公安

委員会が指定する研修を受けていなければならない。なお、当該研修としては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習(補充講習)を指定する。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修, 運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修(令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。))を終了した者
(講習の委託)

第4条 法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる基準を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

(1) [前条](#)に規定する高齢者講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。

(2) 講習を行うために必要な建物, コース, 普通自動車, 運転適性検査器材その他の設備を有すること。

2 講習の委託を行うに当たっては、次に掲げる条件その他の条件を付して行うものとする。

(1) 法, 施行規則, 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)及びこの規則に従って実施すること。

(2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

(講習の委託の解除)

第4条の2 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。

(公安委員会への報告)

第5条 講習の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、講習を終了したときは、高齢者講習受講結果報告書([別記第2号様式](#))により、公安委員会に速やかに報告しなければならない。

(終了証明証の交付)

第5条の2 公安委員会は、高齢者講習を終了した者に対し、高齢者講習終了証明書(施行規則別記様式第22の10の7)を交付するものとする。

(指導監督)

第6条 公安委員会は、講習の内容及び方法の確認に努め、講習が適正に行われるように受託者を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は講習の状況を調査することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日公安委員会規則第10号)

1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

2 この規則の施行の日前に交付された高齢者講習終了証明書の様式については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第22の10の7の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年5月28日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日公安委員会規則第17号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和4年4月12日公安委員会規則第9号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

[別記第1号様式\(第3条関係\)](#)

別記

第1号様式(第3条関係)

高齢者講習受講申込書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

受 講 区 分	実車指導あり (2時間)	<input type="checkbox"/> 更新時等講習	<input type="checkbox"/> 臨時講習
	実車指導なし (1時間)	<input type="checkbox"/> 更新時等講習 <input type="checkbox"/> 運転技能検査対象者	<input type="checkbox"/> 臨時講習
受 講 年 月 日	年 月 日		
受 講 場 所			
受 講 手 数 料 (収入証紙貼付欄)			
備 考			

[第2号様式\(第5条関係\)](#)

